

改正 平成18年3月23日規則第8号 令和5年3月30日規則第17号

長野県情報公開条例施行規則をここに公布する。

長野県情報公開条例施行規則

長野県公文書公開条例施行規則（昭和59年長野県規則第27号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、長野県情報公開条例（平成12年長野県条例第37号。以下「条例」という。）の規定に基づき、知事が管理する公文書の公開について、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（請求書）

第2条 条例第6条第1項に規定する請求書は、公文書公開請求書（様式第1号）によるものとする。

（条例第11条第1項の実施機関が定める事項）

第3条 条例第11条第1項の実施機関が定める事項は、公開を実施する日、時間及び場所とする。

（条例第14条第1項及び第2項の実施機関が定める事項）

第4条 条例第14条第1項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

（1）公開請求の年月日

（2）公開請求に係る公文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容

（3）意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

2 条例第14条第2項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

（1）公開請求の年月日

（2）条例第14条第2項第1号又は第2号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由

（3）公開請求に係る公文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容

（4）意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

3 条例第14条第1項及び第2項に規定する意見書は、公文書の公開に係る意見書（様式第2号）によるものとする。

（電磁的記録の公開の方法）

第5条 条例第15条第2項の実施機関が定める方法は、次に掲げる方法（知事がその保有する処理装置及びプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。）により行うことができる方法に限る。）とする。

（1）電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧

（2）電磁的記録を用紙に出力したものの交付

（3）電磁的記録を専用機器（公開を受ける者の閲覧、視聴又は聴取の用に供するために知事が保有するものに限る。）により再生したものの閲覧、視聴又は聴取

（4）電磁的記録を光ディスクに複製したものの交付

（5）電磁的記録を電子情報処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この号において同じ。）と公開を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して公開を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに複製させる方法（長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成19年長野県条例第3号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して公開請求があった場合に限る。）

一部改正〔令和5年規則17号〕

（写し等の交付費用）

第6条 条例第17条の実施機関が定める費用は、別表のとおりとする。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成18年 3 月23日規則第 8 号）  
この規則は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月30日規則第17号）  
（施行期日）

- 1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この規則の施行前に、この規則による改正前の長野県情報公開条例施行規則の規定に基づいて作成した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、使用することができる。  
（別表）（第 6 条関係）

公文書の種別		写し等	金額
1 文書又は図 画	(1) 文書又は図画 （(2)に該当するもの を除く。）	ア 複写機により複写した もの	用紙 1 枚につき10円 （多色刷りにあつて は、20円）
		イ スキャナ（これに準ずる 画像読取装置を含む。）に より読み取ってできた電 磁的記録を光ディスクに 複写したもの	光ディスク 1 枚につき 90円
	(2) マイクロフィル ム	用紙に印刷したもの	用紙 1 枚につき10円
2 電磁的記録		ア 用紙に出力したもの	用紙 1 枚につき10円 （多色刷りにあつて は、20円）
		イ 光ディスクに複写した もの	光ディスク 1 枚につき 90円

（備考）用紙の両面に複写し、又は出力するときは、片面を 1 枚として額を算定する。  
一部改正〔平成18年規則 8 号・令和 5 年17号〕

（様式第 1 号）

（第 2 条関係）

一部改正〔令和 5 年規則17号〕

（様式第 2 号）

（第 4 条関係）